

認知症ケア加算に係る届出書

事業所名		異動等区分	1 新規 2 変更 3 終了
施設種別	1 短期入所療養介護事業所	2 介護老人保健施設	

	施設基準	適否
イ	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者（*）と他の入所者とを区別していますか。 * 日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者	適・否
ロ	上記認知症の入所者に対する介護を行うのに適当な施設及び設備を有していること。 (1) 専ら上記認知症の入所者を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の入所者・利用者に入所・利用させるものでないこと。 (2) (1)の施設の入所定員は、40人を標準とすること。 (3) (1)の施設に入所定員の1割以上の数の個室を有していること。 (特別な療養室の提供に係る費用の徴収は不可) (4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員1人当たりの面積が2㎡以上のデイルームを設けていること。 (5) (1)の施設に当該認知症利用者家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設(家族介護教室)であって、30㎡以上の面積を有するものを設けていること。	適・否
ハ	介護保健施設サービスを行う単位ごとの入所者の数について、10人を標準とすること。	適・否
ニ	介護保健施設サービスを行う単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること。 ① 日中については利用者10人に対し常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ② 夜間及び深夜については、20人に1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。	適・否
5	ユニット型介護老人保健施設サービス費を算定しないこと。	適・否